

ふじみ野市情報公開条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民に対し<u>公文書</u>の公開を求める権利を保障するとともに、<u>公文書</u>の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加を促進し、もって透明性を確保した民主的市政の一層の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>公営企業管理者及び議会をいう。</u></p> <p>(2) <u>公文書</u> 実施機関の職員が職務上、作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、決裁又は供覧等の手続が終了し、かつ、実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(3) <u>公文書</u>の公開 実施機関がこの条例の規定(第15条の規定を除く。)により、<u>公文書</u>を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、市民の<u>公文書</u>の公開を求める権利が十分に尊重され</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民に対し<u>情報</u>の公開を求める権利を保障するとともに、<u>情報</u>の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加を促進し、もって透明性を確保した民主的市政の一層の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) <u>情報</u> 実施機関の職員が職務上、作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びにフィルム、磁気テープ等から出力され又は採録されたもので、決裁又は供覧等の手続が終了し、かつ、実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(3) <u>情報</u>の公開 実施機関がこの条例の規定(第14条の規定を除く。)により、<u>情報</u>を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、市民の<u>情報</u>の公開を求める権利が十分に尊重される</p>

るようこの条例を解釈し、運用するとともに、公文書の管理及び検索体制の確立に努めなければならない。

- 2 実施機関は、公文書の公開に当たっては、個人に関する情報が保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に則して、適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求があつたときは、当該請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報

ようこの条例を解釈し、運用するとともに、情報の管理及び検索体制の確立に努めなければならない。

- 2 実施機関は、情報の公開に当たっては、個人に関する情報が保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に則して、適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。た

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭

だし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障を及

(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であつて、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(4) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(5) 市又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、職員の身分取扱いその他

ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、公にする

の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(6) 犯罪の捜査及び予防、人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報

ことができないと認められる情報

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開の請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該情報から非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開の請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報(第6条第3号を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

(公開することができない情報)

第7条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないものとする。

(情報の部分公開等)

第8条 実施機関は、公開の請求に係る情報に第6条又は前条に規定する情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、当該情報の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、第6条又は前条に規定する情報が記録されている情報であっても、期間の経過により第6条又は前条に該当しなくなったときは、当該情報の公開をしなければならない。

(請求方法)

第10条 第5条の規定により公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開の請求に係る公文書の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(請求に対する決定等)

第11条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、第1項の規定により公文書の公開をしない旨の決定(第7条の規定により、公開の請求に係る公文書の一部を公開しないこととする場合を含む。以下「非公開決定」という。)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開することができるものであって、かつ、公開することができる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

4 (略)

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に市以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。

(公文書の公開の実施及び方法)

第12条 実施機関は、前条第1項の規定により公文書の公開をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書の公開をしなけ

(請求方法)

第9条 第5条の規定により情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開の請求に係る情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(請求に対する決定等)

第10条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、第1項の規定により情報の公開をしない旨の決定(第8条第1項の規定により、公開の請求に係る情報の一部を公開しないこととする場合を含む。以下「非公開決定」という。)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開することができるものであって、かつ、公開することができる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

4 (略)

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に市以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。

(情報の公開の実施及び方法)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなれば

ればならない。

- 2 実施機関は、公開の請求に係る公文書を直接公開することにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

(手数料等)

第13条 公文書の公開に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 公文書の公開に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第50号)第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

- 3 本条の規定は、第15条の規定により公文書の閲覧又は写しの交付を行う場合について準用する。

(審査請求)

第14条 請求者は、第11条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

(公文書の任意的公開)

第15条 実施機関は、第5条の規定により公文書の公開を請求することができるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、この条例の適用を受ける公文書以外の公文書の閲覧又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

ならない。

- 2 実施機関は、公開の請求に係る情報を直接公開することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより情報の公開をすることができる。

(手数料等)

第12条 情報の公開に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 情報の公開に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第50号)第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

- 3 本条の規定は、第14条の規定により情報の閲覧又は写しの交付を行う場合について準用する。

(審査請求)

第13条 請求者は、第10条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

(情報の任意的公開)

第14条 実施機関は、第5条の規定により情報の公開を請求することができるもの以外のものから情報の公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、この条例の適用を受ける情報以外の情報の閲覧又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第16条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（公文書の検索資料の作成等）

第17条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（公文書の整備等及び制度の改善）

第18条 実施機関は、公文書の整備、公文書の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により公文書の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

（運用状況の公表）

第19条 実施機関は、毎年度、この条例による公文書の公開の運用状況を公表するものとする。

（他の制度等との調整）

第20条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

2 （略）

（情報の提供）

第21条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開を行

第15条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の検索資料の作成等）

第16条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（情報の整備等及び制度の改善）

第17条 実施機関は、情報の整備、情報の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により情報の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

（運用状況の公表）

第18条 実施機関は、毎年度、この条例による情報の公開の運用状況を公表するものとする。

（他の制度等との調整）

第19条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により、情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

2 （略）

（情報の提供）

第20条 実施機関は、この条例の定めるところにより情報の公開を行

うほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第22条 (略)

別表 (第13条関係)

(略)

ほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第21条 (略)

別表 (第12条関係)

(略)

ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、駐車場を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年ふじみ野市条例第 号)</u>の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、駐車場を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、<u>ふじみ野市個人情報保護条例(平成17年ふじみ野市条例第9号)</u>の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p>

ふじみ野市行政不服審査法関係手数料条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(準用)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第2条中「第38条第6項」とあるのは「第81条第3項」と、「適用する同条第4項」とあるのは「準用する法第78条第4項」と、前条中「審理員(法第11条第2項に規定する審理員をいう。)」とあるのは「ふじみ野市行政不服審査会又はふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第2条中「第38条第6項」とあるのは「第81条第3項」と、「適用する同条第4項」とあるのは「準用する法第78条第4項」と、前条中「審理員(法第11条第2項に規定する審理員をいう。)」とあるのは「ふじみ野市行政不服審査会」と読み替えるものとする。</p>

ふじみ野市債権管理条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>(債務者に関する情報の共有)</p> <p>第8条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な範囲内で、かつ、国税通則法(昭和37年法律第66号)第127条及び地方税法第22条の規定に反しない限りにおいて、当該債務者に係る規則で定める情報を同一の実施機関(ふじみ野市個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年ふじみ野市条例第 号)第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。以下この項において同じ。)内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(債務者に関する情報の共有)</p> <p>第8条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な範囲内で、かつ、国税通則法(昭和37年法律第66号)第127条及び地方税法第22条の規定に反しない限りにおいて、当該債務者に係る規則で定める情報を同一の実施機関(ふじみ野市個人情報保護条例(平成17年ふじみ野市条例第9号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

ふじみ野市自治基本条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正案	現行
<p><u>（公文書の公開及び情報の共有）</u></p> <p>第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する<u>公文書</u>を、原則公開するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p><u>（情報の公開及び共有）</u></p> <p>第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する<u>情報</u>を、原則公開するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>